

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは「経済情報で、世界を変える」というミッションを掲げ、あらゆる経済情報を人とテクノロジーの力で整理・分析・創出し、ビジネスパーソンの生産性を高め、創造性を開放することで世界中の意思決定を支えることを目指しています。また、ミッション達成の過程において、置かれた事業環境に柔軟に対応しながら、株主、顧客やユーザー、取引先、従業員、社会等のステークホルダーに対して価値を提供し続けることを使命だと考えており、コーポレート・ガバナンスの充実により経営の機動性、透明性及び健全性を高め、またこれらを絶えず改善していくことを経営の最重要課題として位置付けています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての基本原則を実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式に関する方針】

当社は現在上場株式を保有していません。保有を検討する場合、保有目的、保有に伴う便益、リスクが資本コストに見合っているか等を取締役会で具体的に精査し、当社の企業価値向上に資するか検討の上判断します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

役員の利益相反取引については会社法上必要となる手続を遵守しております。関連当事者間取引については、取締役及びその近親者と当社グループとの取引に関する調査を毎年実施しており、事実関係及び取引条件等について事前に確認し、十分に検討した上で取引を実行するか否かの意思決定を行っています。

【原則3 - 1(i) 経営理念】

企業理念は、本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりとなりますのでご参照下さい。

また、当社は、ミッションを最速で達成するために、共通の価値観として、「The 7 Values」を掲げています。このValuesを組織の根幹とし、さまざまな個性・才能が結集した多様なチーム、強い組織をつくることを目指して参ります。

(i)自由主義で行こう(Be free & own it)

(ii)創造性がなければ意味がない(Unleash ingenuity)

(iii)ユーザーの理想から始める (Thrill the user)

(iv)スピードで驚かす (How fast? Wow fast.)

(v)迷ったら挑戦する道を選ぶ (Don't know? Choose brave.)

(vi)渦中の友を助ける (In it together. No matter what.)

(vii)異能は才能 (We need what you bring)

【原則3 - 1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載していますのでご参照下さい。

【原則3 - 1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続】

後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」記載のとおりとなります。

【原則3 - 1(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補者の指名を行うにあたっての方針と手続】

(1)方針

取締役会は、以下の(i)乃至(vi)を含めた候補者の資質を総合的に考慮した上で、当グループの経営課題に対処し、中長期の目標達成に向けて卓越した力を発揮できると考えた経営陣幹部及び取締役候補者の選任・指名及び解任を行います(なお、(iv)乃至(vi)は業務執行をおこなう経営陣幹部及び取締役候補者に関してのみ考慮する要素です。)。 「[補充原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価] (3)2021年1月に実施した実効性評価で指摘された課題 b」記載のとおり、良い候補者を選任・指名し、必要に応じて解任する方針及び施策の策定に向けて、引き続き議論をおこなって参ります。

(i)当社のミッション及びビジョンを体現し、当社グループの歴史、企業文化、社員特性を良く理解していること

(ii)自身も高い専門性を持ちながら、他の専門性を持つ人材への敬意を持ち合わせていること

(iii)自分の意思を表明すること、他のメンバーの意見や結果に対して敬意を持ちながら自分の考えを的確に伝えることができること、及びそれに伴って必然的に派生する議論や衝突を恐れず相手との良好な関係を継続できること

(iv)自分が管掌する組織が目指すべき方向性を示し、結果に対して主体性を持つこと

(v)組織の結果を出しながら意思決定を移譲していくことができること

(vi)チーム経営のメンバーとなり得る自己開示、他者理解の力があること

(2)手続

経営陣幹部及び取締役候補者は取締役会が選任します。取締役会は、選任にあたり、任意に設置した指名報酬委員会に諮問を行い、同委員会の審議結果を参考に意思決定しています。任意の指名報酬委員会は、独立社外取締役が構成員の過半数を占めており、その意見を取締役会の審議に反映させることで、意思決定の客観性及び透明性を高めるように努めています。

#### 【原則3 - 1(v) 個々の選解任・指名についての説明】

取締役の選任理由は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しています。  
第13回定時株主総会招集ご通知: <https://ssl4.eir-parts.net/doc/3966/tdnet/1942637/00.pdf>  
有価証券報告書: [https://ssl4.eir-parts.net/doc/3966/yuho\\_pdf/S100L0SG/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/3966/yuho_pdf/S100L0SG/00.pdf)

#### 【補充原則4 - 1 取締役会等の役割・責務 経営陣に対する委任の範囲】

当社グループを取り巻く事業環境の中で、リスクを取って迅速かつクオリティの高い意思決定を行っていくためには、Co-CEOを中心とする経営チームに大きな権限を与え、同時にそれを巧みに制御する仕組みを構築することが適切であると考えています。そのため、経営における機能を「監督」と「執行」に分化させ、取締役会は独立社外取締役が中心となった「監督」をその機能の中心に据え、同時に必要に応じて「執行」へのアドバイスをを行う機能を発揮することとしています。

具体的には、取締役会は、当社の中長期の経営目標及び経営戦略、連結経営成績のモニタリング、全社目標の進捗管理、重要な人事、資本政策、重要な投資、内部統制及びコンプライアンスの制度設計といった「監督」機能並びに当社の最重要事項の決定に特化し、「執行」を行うCo-CEOに大きな権限を与えています。Co-CEOは、ビジネスの現場や顧客のニーズを捉えた柔軟かつ迅速な意思決定を行い、取締役会はその「執行」をモニタリングしていく中で発見した経営課題に対応していきます。

なお、取締役会の機能の重点をモニタリングに置きながらも、社内取締役4名(常勤の業務執行取締役3名)を選任した理由は、チーム経営(経営メンバーにはそれぞれ強みと弱みがあるため、1人の完璧なCEOの力によってではなく、深い相互理解で結ばれて補完しあうチームが「執行」の責任を担う)の考え方に由来します。Co-CEO以外の常勤の業務執行取締役は、管理担当取締役であり、Co-CEOの知見を補い、取締役会から直接モニタリングを受けながら「執行」を推進しています。

#### 【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役は、「業務の執行」(会社法2条15号イ)に該当しない範囲において、取締役会の実効性評価、業績連動報酬導入、サクセッションプランニングといったテーマの検討について小規模な会合に参加し、具体的なアドバイスを行っています。また、各事業の経営会議に参加する等、当社役員との関わりを持ち得る関係性を構築しています。

社内メンバーが社外取締役の知見を吸収できることに加え、各施策の検討が深化し、クオリティが向上することでガバナンス強化に寄与しており、社外取締役の事業に対する解像度が向上するという効果も生まれているため、今後もこの取り組みを継続して参ります。

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役9名のうち、5名の社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、様々な領域における知識、経験、能力を有する者で構成されており、その中には公認会計士資格を保有し財務・会計に関する十分な知見を有している者、豊富な実務経験を持つ弁護士が含まれています。また、9名という人数規模は、様々な知見や事業の現況にその場でアクセスしながら活発な議論が期待できる適切な人数であると考えており、後述のとおり、取締役会の実効性評価におけるアンケートにおいてもそのことが確認されています。

なお、今後海外での事業展開を図っていくにあたり、国際性の面での多様性も確保していくことも必要であると理解しています。

#### 【補充原則4 - 11 取締役の兼任状況】

個々の上場会社の役員兼務状況については、「第13回定時株主総会招集ご通知」において、個人別に示しています。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性を高めるために、取締役会の実効性評価を実施し、改善に取り組んでいます。

##### (1)方法

各取締役及び取締役会事務局が詳細なアンケートに理由と共に回答し、その結果を分析し、改善すべき課題を発見した上で、改善を実現するために定量化した指標を策定し、指標の達成に向けて活動を行う方法としています。

##### (2)アンケート結果の概要

取締役会付議事項の質及び量、取締役会資料の質及び量、議論が活発に行われているか、上程議案の検討状況、取締役会の人数規模・社外取締役の割合・多様性、取締役毎の貢献の度合い、といった質問事項について、実効性を概ね肯定する旨の回答となっており、かつ会議体として継続して改善がみられる旨の意見となっています。

##### (3)2021年1月に実施した実効性評価で指摘された課題

実効性評価で重大な懸念や疑義は出されていないものの、中長期的な企業価値の向上に向けて取締役会が主体的に取り組むべきテーマとして、以下の課題が特定されています。

###### a. 業績連動報酬の導入

創業者と比して持株比率が低い取締役が選任されていることから、業績達成及び中長期企業価値を動機づけるための株式報酬制度を導入する必要性が高まっており、2022年からの導入に向けて検討を行う必要がある。

###### b. 役員選解任方針及び手続

持続的な企業価値向上のためには、卓越した経営陣が選任され、また必要に応じて解任される必要がある。これは、取締役会の最も重要な責務のうちの一つであると同時に、極めて難しい役割でもある。絶対的な判断基準はないものの、原則の考え方が言語化されて共有されており、透明かつ公正な手続を経て決定されることが良い意思決定の大きな手助けになることが考えられ、選任方針及び選任手続について、一層議論を深めていくことが重要である。

###### c. 人材戦略(サクセッションプランニング)

卓越した経営陣が選任されるためには、社内外から適切な候補者を探し出し、機会を提供し、その結果を見極める作業を継続する必要がある。そのために、必要な体制の整備を拡充し、投資を行っていく必要がある。

#### 【補充原則4 - 12 取締役会における審議の活性化】

取締役の構成については4 - 11 「取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方」記載のとおりです。

取締役会開催前に必要十分な資料が提供されており、議案については社内で十分な検討がされていること、他方で個別の事前説明はあえて行わないことにより妥協や調整がない意見が出され、議論が活発になっており、その結果充実した審議となっていることが実効性評価の結果でも確

認められています。また、取締役会で議論すべき内容に照らし、開催頻度も適切に設定されており、審議時間も十分に確保されているという結果となっています。

なお、当社は、2021年3月25日に、独立社外取締役浅子信太郎を取締役会の議長とすることを決定しております。取締役会議長は、時間配分や進行を決定することを通じて、取締役会の議論に事実上大きな影響力を有しているところ、浅子氏がその職責を担うことで、これまで以上に客観的な観点から取締役会を運営できると考えています。

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針】

社外取締役には、月次で各事業の経営成績の定量的な情報及び各事業の目標及び指標の進捗状況を共有しています。また、当社の経営会議やその議事録にアクセスする機会を提供する等により、適切な助言を得られるよう留意しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

上場来、当社では、株主・投資家へ3つの約束を掲げております。

1. 「経済情報で、世界を変える」このミッションの達成に向けて忠実に行動します。
2. 良い時も悪い時も、正直に話します。
3. 有言実行を積み重ねる事で、信頼を獲得していきます。

この3つの約束に基づきながら、企業価値向上のため、会社の重要なステークホルダーである株主と対話し、適切な対応をおこなっていくことが重要な責務であると考えています。そのため、執行役員CFO管掌の下、株主との積極的な対話を促進するための社内体制を整え、株主との対話の機会を積極的に設定しております。対話には、原則として経営陣が参加するよう努めて、対話の内容は取締役や経営陣に随時報告されます。

また、毎四半期にアナリスト、機関投資家及び個人株主の皆様に参加頂ける説明会を日本語及び英語の同時通訳で開催しており、オンラインで質疑応答が可能な体制を整えています。さらに、決算説明会の書き起こし資料を翌朝の市場が開く前までに当社グループのサービスである「NewsPicks」に掲載することにより、決算説明会に参加できなかった株主の皆様がタイムリーに同じ情報を得ることができるようにしています。当社は、役職員に対し、インサイダー規制に関する理解を深めるための研修を定期的を実施しており、投資家との対話に際しても、重要事実を適切に管理する体制を整備しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新野 良介	6,219,596	17.00
梅田 優祐	6,022,000	16.50
稲垣 裕介	2,482,800	6.80
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,930,400	5.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,498,500	4.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,293,500	3.50
株式会社TBSホールディングス	984,700	2.70
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	811,500	2.20
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	729,300	2.00
山口 貴弘	678,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

#### 補足説明

- 1 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 1,468,500株  
株式会社日本カストディ銀行(信託口9) 1,293,500株

- 2 2020年10月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者が、2020年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。なお、消費貸借契約により、JPモルガン証券株式会社が、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに対して569,355株の貸株を行っており、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが、JPモルガン証券株式会社に対して569,355株の借株、機関投資家に対して16,800株の貸株及び5,100株の借株を行っている旨の記載があります。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	1,737,900	4.77
JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド	55,900	0.15
JPモルガン証券株式会社	1,600	0.00
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	575,417	1.58

- 3 2020年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共

同保有者が、2020年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)	
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー		1,930,100	5.73
キャピタル・インターナショナル・インク	65,800	0.20	
キャピタル・インターナショナル株式会社	1,058,400	3.14	
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル	87,200	0.26	

4 2020年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者が、2020年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。なお、株券消費貸借契約により、みずほ証券株式会社が、アセットマネジメントOne株式会社に対して2,000株、ゴールドマン・サックス証券株式会社に対して40,000株の貸株を行っており、株式会社SBI証券に対して41,100株、東証正会員証券会社5名に対して18,600株の借株を行っている旨の記載があります。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	59,700	0.16
アセットマネジメントOne株式会社	718,200	1.97

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平野 正雄	他の会社の出身者													
浅子 信太郎	他の会社の出身者													
琴坂 将広	学者													
松本 真輔	弁護士													
酒井 由香里	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 正雄			早稲田大学商学学術院の教授、Spiral Capital株式会社の取締役会長であり、これらの企業は、当社又は当社子会社のサービスの販売先ですが、その取引額は当社又は当社子会社の売上高の0.1%以下です。	事業会社、コンサルティング会社や投資ファンドを通じた会社経営に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。

浅子 信太郎			浅子信太郎氏は過去に株式会社ディー・エヌ・エー執行役員CFOを務めており、株式会社ディー・エヌ・エーは当社のサービスの販売先であります、その取引額は当社グループにおける売上高の0.1%未満です。	会計事務所や米国及び日本の事業会社を通じた財務・経営管理に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 左記の通り、同氏が執行役員CFOを務めた株式会社ディー・エヌ・エーは当社取引先ではありますが、取引額は僅少であり、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。 以上より、同氏が独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
琴坂 将広			慶應義塾大学総合政策学部の准教授であり、慶應義塾大学は当社又は当社子会社のサービスの販売先又は委託先ですが、その取引額は当社又は当社子会社の売上高の0.1%以下です。また、過去に、当社の子会社である株式会社ニュースピックスと取引があり、株式会社ニュースピックスは同氏に対してプロピッカー（経費支払先）として報酬を支払っていました。	企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見を基に、当社の今後の事業展開に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 同氏は左記の通り、過去に当社の子会社と取引はありましたが、その取引額は僅少であり、現在において取引は解消されております。 以上より、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。
松本 真輔			該当なし	弁護士としての企業法務に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後のコンプライアンス体制に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。
酒井 由香里			該当なし	財務・会計を含む金融関連の豊富な知識及び他社の常勤監査等委員・社外役員としての豊富な経験を基に、当社の今後の管理体制や役員の指名・報酬に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

以下の点から、十分な体制が整備できていると考えております。

内部監査部門について、代表取締役のみならず、監査等委員会からの指揮命令系統も有することとしており、また、監査の結果は、代表取締役及び監査等委員会に報告されるものとしております。

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる旨を内部統制システムの基本方針において定めております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的にかつ頻繁に意見交換を行い、三者間で連携を図ることとしております。また、内部監査部門の担当者は、取締役会に陪席するほか、必要に応じて各事業部の経営メンバーで構成される会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、重要会議に陪席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告することとしており、会計監査人は取締役会及び監査等委員会の議事録等を閲覧し、十分な情報を得たうえで監査を行うこととしております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役

### 補足説明

指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的に設置しております。委員は監査等委員会との事前協議の上で取締役会決議により選任されており、委員6名のうち、5名が社外取締役であり、残りの1名は人事や報酬設計を管掌する社内取締役が務めております。事務局は当社のコーポレート部門を管掌する執行役員及び法務部門が務めています。開催頻度は年4回で、各回の開催に先立ち、事務局と議長が審議事項を綿密に検討した上で、資料を事前に委員に提供しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

これまで、当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的として、在籍期間、役割・役職、タイトル(等級)等に応じて、都度検討の上、役職員にストックオプションを付与して参りました。もっとも、「【補充原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価】(3)2021年1月に実施した実効性評価で指摘された課題」記載のとおり、都度の検討ではなく、確立した制度として設計し導入する必要性が高まっており、2022年からの導入に向けて検討を行っています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------------------

### 該当項目に関する補足説明

上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」における「該当項目に関する補足説明」の記載と同様です。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員の報酬等は、それぞれ総額で開示することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### (a)基本方針

- (i)当社のミッションである「経済情報で、世界を変える」実現のために、持続的な企業価値向上に貢献する国内外の卓越した人材を取締役として登用できる報酬水準を目指していきます。
- (ii)報酬金額は、責任の範囲、リスク、貢献等が反映された公正な内容になるように設計します。
- (iii)Growth Togetherの精神に基づき、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とします。
- (iv)当社をとりまく様々なステークホルダーの皆様に対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とします。

#### (b)指名報酬委員会(任意)によるガバナンス

- (i)当社は、取締役、子会社代表取締役を含む事業CEO、執行役員候補者の決定に対する透明性・客観性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として指名報酬委員会を任意に設置しています。
- (ii)任意に設置した指名報酬委員会では、取締役、子会社代表取締役を含む事業CEO、執行役員候補者の指名・報酬に関する選任基準・方針を策定し、候補者を審議するとともに、サクセッションプランニングについても協議します。
- (iii)任意に設置した指名報酬委員会の委員長は独立社外取締役とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成されることにより、客観性・公正性を担保しています。
- (iv)すべての取締役報酬は、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定されます。

#### (c)個人別の基本報酬金額の決定方法

- (i)基本報酬は、月例の固定報酬とします。
- (ii)業務執行取締役の基本報酬の決定方法は以下のとおりです。  
取締役の管掌範囲、職責、能力を考慮した役員グレード及びグレード毎の基準報酬を予め決定します。グレード毎の基準報酬は、競合他社の水準、当社の業績、従業員の給与水準等諸般の事情を総合的に勘案して決定します。取締役は、自身が該当するグレードの基準報酬金額に、自身が設定する達成目標や職責、前年度の業績目標への達成率等を踏まえて適切と判断した自身の報酬を、当社が任意に設置した、指名報酬委員会(過半数を社外取締役で構成)に提案します。提案内容は、同委員会において議論された上で、その結果は取締役会に報告され、取締役会は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で、各取締役の報酬を決定します。
- (iii)社外取締役及び非常勤取締役の基本報酬の決定方法は以下のとおりです。  
貢献領域における能力、他社水準、当社の業績等を総合的に勘案して決定します。基本報酬の設定にあたっては、各人別の報酬について、指名報酬委員会での議論後、その結果は監査等委員会及び取締役会に報告され、監査等委員取締役に関しては監査等委員会で、監査等委員以外の社外取締役及び非常勤取締役に關しては取締役会で決定します。現在は、独立性の観点から基本報酬のみを支給していますが、今後より株主視点でのガバナンスの強化を目的として、株式報酬の導入なども検討していきます。

#### (d)業績連動報酬及び株式報酬に関する考え方

- (a)基本方針記載のとおり、持続的な企業価値の向上を動機づけるインセンティブ設計は非常に重要であると考えています。一方で、業績連動報酬等及び株式報酬は、既存株主の持株比率及び当社の経営成績に影響を与えるため、その内容は慎重に議論した上で決定する必要があります。創業者と比較して保有株式数が少ない業務執行取締役が選任されたこと等により、業績連動報酬及び株式報酬を設定する必要性が高まっており、2022年4月以降の導入を目指し、引き続き任意に設置した指名報酬委員会にて検討するものとします。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、法務部門及び内部監査部門において行っており、議案内容の事前説明、会議資料の事前配布、会議の運営サポート、議案内容の補足説明、監査等委員会での説明等を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1)取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役9名(うち、社外取締役5名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しており、経営上の重要事項(取締役の指名及び報酬に関する事項を含む)に関する事前審議及び決議を行っております。取締役の出席状況については、特段の事情がない限りにおいて、全取締役が出席しております。

また、業務執行は、執行役員及び専門役員を選任し、権限移譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨、定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役5名と責任限定契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (2)監査等委員会

当社の監査等委員会は3名の社外取締役で構成されております。監査等委員である各取締役は高い専門的見地から取締役会等に積極的に参加し、取締役の意思決定・業務執行について適宜意見を述べております。また、監査等委員会を毎月最低1回開催し、監査等委員会において内部監査部門から定期的に報告を受けるほか、会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めてまいります。

### (3)内部監査

当社では、他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門が、内部監査規程に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。また、内部監査部門は、監査等委員会からの指揮命令系統も有しております。監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役及び監査等委員会に適宜報告され、必要かつ適正な是正処置が行われております。



#### (4) 会計監査人

2021年3月25日に開催した第13回定時株主総会において、有限責任監査法人トーマツに代えて、新たに和泉監査法人を選任しております。これは、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の求める組織の規模に応じた監査体制と監査報酬であること、当社の今後の経営体制や事業展開を十分に理解したうえでの機動的かつ迅速な監査が期待できること、会計監査人としての独立性及び専門性、品質管理体制、監査実績等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためです。

#### (5) その他の委員会

##### (リスク管理委員会)

当社ではリスク管理規程を制定し、役職員は業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減に必要な措置を講じることとしております。さらに、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、6ヶ月に1度定期的又は必要がある場合にリスク管理委員会を開催しております。

##### (コンプライアンス委員会)

当社ではコンプライアンス規程を制定しており、コンプライアンス規程に違反する事象が発生した場合には、取締役会において指名された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することとしております。仮に内部通報が行われた場合、内部通報窓口責任者は通報内容を調査し、報告書を取り纏めて、コンプライアンス委員会に報告することとしております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。株主総会と取締役会による監督に加えて、監査役会に代わり監査等委員会を設置し、専門性の高い監査等委員である取締役の知見を、グローバル化・多角化する経営に活かすこと、また監査等委員である取締役が取締役会における意思決定に参加することにより、一層のガバナンス向上を図りたいと考えております。さらには、監査等委員会は内部監査部門との相互連携を図ることで、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2021年3月25日に開催した第13回定時株主総会は、より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日時を避けて平日の夜19時開催としました。また、当社理解を深めて頂く場として、総会終了後にパネルディスカッションを実施しています。引き続きオンラインライブ配信を実施するとともに、パネルディスカッションの質問を事前に募ることで、株主がより深く当社を理解できる機会となるよう努めています。
招集通知(要約)の英文での提供	第13回定時株主総会における招集通知に関しては、自社ホームページ上での要約した招集通知の掲載を行っております。
その他	株主総会招集通知について、自社ホームページへの掲載を行っております。また、議決権行使環境の向上に向けて、本年より株主総会中にインターネットによる議決権行使を可能としております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主の皆様に参加頂ける説明会を四半期毎に日本語及び英語の同時通訳で開催しており、オンラインで質疑応答が可能な体制を整えています。また、決算説明会の全文書き起こしを当社グループのサービスである「NewsPicks」に掲載しております。また、ご要望頂いた個人投資家の方とは、個別でミーティングを行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家の皆様に参加頂ける説明会を、四半期毎に日本語及び英語の同時通訳で開催しており、オンラインで質疑応答が可能な体制を整えています。また、必要に応じて、追加での個別説明会の開催に加え、アナリスト及び機関投資家とのIRミーティングを積極的に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の皆様に参加頂ける説明会を、四半期毎に日本語及び英語の同時通訳で開催しており、オンラインで質疑応答が可能な体制を整えています。また、複数の海外投資家向け説明会への参加、その他積極的に日本、アジア、米国及び欧州において海外投資家とのIRミーティングを実施しております。また、当社ではフェア・ディスクロージャー・ルールの観点から、IR資料に関しては全てを英訳し、日本国内投資家と時差なく開示することを原則としています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当該IR専門サイトに各種IR資料(決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、株主総会の招集通知等)を掲載しております。また、当社の子会社が運営するNewsPicksにおいて積極的に決算説明会資料等の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、CFOとCFO直下の社員が中心となって担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明
------

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社グループのコンプライアンス規程では、ステークホルダーの立場の尊重について以下のとおり規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社、役員および従業員一同が、顧客、取引先、株主等に対し、本規程を行動の基本とすることを確認し遵守のうえ、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めるものとする。</li> </ul> <p>また、同規程では、株主・投資家・投資機関との関係において、以下を規定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.株主に対して、適切な情報開示を実施して透明性の高い経営を行う。</li> <li>2.インサイダー取引を禁止する。</li> <li>3.株式市場における風説の流布、相場操縦や株式の空売りを禁止する。</li> <li>4.総会屋等への利益供与を禁止する。</li> <li>5.有価証券報告書等や会計帳簿の虚偽記載を禁止する。</li> </ol>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループでは、下記のような取り組み(例示)を直近で行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり1人の個性(才能、国籍、言語、性別、性的指向など)を重視しております。その一環として、就業規則やその他人事関連規程において、慶弔休暇・慶弔見舞金・育児休業の対象などについて同性パートナーシップ婚や事実婚を含める、バリアフリートイレを設置するなど、ひとり1人の個性を尊重した働きやすい職場環境を構築しております。</li> <li>・女性の働きやすさ、男性の家事・育児参加等に関する社内コミュニティの醸成及び定期的な会合の実施をしております。</li> <li>・NewsPicksにおいて、気候変動を特集し、また新型コロナウイルスの緊急特集は無料で公開する等、経済に関連する社会的意義が大きい報道を実施しております。</li> <li>・NewsPicksを活用し、小中高生を対象とした新しい学びのプラットフォーム「NewsPicks for Education」の提供を開始しております。小中高生が教科学習とのつながりを意識した上で、日常的にニュースに触れながら、クラスや学年、そして学校を越えて学び合う場を提供しています。また、多様な思考に触れる機会を創出しています。</li> </ul>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「株主・投資家の皆様へ」という代表者によるメッセージを当社ホームページに記載しております。このメッセージの中で、以下の3つの約束をさせていただいております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.「経済情報で、世界を変える」このミッションの達成に向けて忠実に行動します。世界中のビジネスパーソンに情報を提供し、ビジネスパーソンの意思決定を支えるためにユーザベースは存在しています。それは一人一人の意思決定が行動となり、その集積が力となり、世界が変わっていくと信じているからです。少しでもより良い方向に世界が動くよう、ミッションに対して忠実に行動する事を約束致します。</li> <li>2.良い時も悪い時も、正直に話します。株主となって頂くためには、正しくユーザベースの事を理解して頂く事が全てのスタートラインであると考えています。そのためにも、出来る限り透明性を高める事が必要です。そしてそれは良い時だけでなく、悪い時もしっかりと開示する事を約束致します。</li> <li>3.有言実行を積み重ねる事で、信頼を獲得していきます。株主の皆様へ信頼して頂くための最短経路は、有言実行を積み重ねる事でしかないと考えています。但し、今迄もそうでしたが、これからも挑戦をした結果、時には失敗してしまう事があるかもしれません。もし失敗し、有言実行を実現できなかった時は深く反省し、最速で改善してまいります。株主の皆様へ信頼頂けるよう、行動と結果を大切にしていける事を約束致します。</li> </ol> <p>詳細については、以下のリンクをご覧ください。  <a href="https://www.uzabase.com/jp/investors/">https://www.uzabase.com/jp/investors/</a></p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は下記の通りです。

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
- b. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- c. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- d. 業務の適正化と経営の透明性を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- e. 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査等委員会監査等基準に基づく監査の実施により確認する。
- f. 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査部門は、監査等委員会からの指揮命令系統も有するものとする。監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- g. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- h. 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。
- i. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- b. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- c. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- b. 当社はバーチャルホールディングス制を採用し、事業部門毎に迅速な意思決定ができるよう権限を委譲するとともに、当社の業務執行取締役、執行役員、子会社の代表取締役（必要に応じて専門役員その他必要と認められたものを含む）が出席する会議を必要に応じて開催し、各々が管掌する事業部門及びグループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。
- c. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程、ガイドライン、及びハンドブック等を整備・運用するものとする。
- b. リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
- c. 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、執行役員、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。

監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、並びに当該従業員の他の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる。
- b. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。

当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 内部監査責任者は取締役会に陪席するほか、必要に応じて各事業部の経営メンバーで構成される会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、重要会議に陪席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。
- b. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。
- c. 監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員に報告を求めることができる。監査等委員会から報告を求められた当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
- d. 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査責任者に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報

告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- b. 監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。
- c. 監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

財務報告の適正性を確保するための体制

- a. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
  - b. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける方針・基準として、「反社会的勢力対策規程」を定め、「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ことを基本方針としております。

当社の主要な会議などの機会を利用してその内容の周知徹底を図るとともに、新規取引先に対する調査並びに継続取引先に対する定期調査(年1回以上)を実施しております。また、契約書の締結に当たっては原則として反社会的勢力との関係がない旨の表明保証を付すことにより、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

なお、反社会的勢力対策規程において、反社会的勢力が当社グループに接触してきた場合の対応について定めており、当社グループ管理部門の従業員同席の下で面談することとしており、当該管理部門の従業員は面談記録を正確に記録することとしております。また、不当要求があった場合は直ちに警察に届け出ることとしております。また、不当要求防止責任者を選任し、不当要求防止責任者講習を受講しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。株主・投資家等にとって有用な情報について積極的かつ適時・適切に開示できるよう、また理解を得られるよう努めております。当社では、情報収集・報告、書類の起案、機関・会議体への上程・関係部署との協議・通知等を義務付けることにより、重要な情報が当社経営陣及び適時開示担当部門である経理財務部門に伝達、集約される体制を構築しております。また、収集した情報群は逐次、情報取扱責任者に集められ、証券取引所の開示基準に該当するか否か、具体的開示方法に関する分析・判断を行って、開示すべき情報は適時に情報開示を行います。適時開示手続きに関する事務フロー図は「適時開示体制の概要(模式図)」のとおりであります。



